

第2号議案

令和5年度事業実施計画（案）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

建設業労働災害防止協会三重県支部

I、事業運営の基本方針

コロナ禍の出口の方向性が見え始めた昨年2月にロシアによるウクライナ侵攻が発生しました。このため、世界中が疫病の流行と戦争の環境下、重苦しい雰囲気にも包まれ、それらが我が国の国民生活全般に対して多方面に多大な悪影響を及ぼしました。ウクライナ危機は、1年を経過しても収束せず外部環境や世界情勢が厳しいため、今年度も我が国の国民生活や社会環境も総じて厳しいものになると予想されます。

ところで、昨年の全国建設業の労働災害は、死亡災害は減少、死傷災害は増加しました。また、昨年の三重県下の建設業の労働災害は死亡災害が前年比1名減少の5名、死傷災害が前年比21名増加の265名となりました（12月末速報値）。

このような状況下、国の基本政策である国土強靱化を担う建設業界は、社会の期待に応え、工期の厳守、品質確保はもとより、作業者の安全・安心を確保し、快適な作業環境を構築維持し、労働災害撲滅を目指さなければなりません。

さらに、本年度は、厚生労働省から示された「第14次労働災害防止（5ヶ年）計画」及び、建設業労働災害防止協会本部策定の「第9次建設業労働災害防止5ヶ年計画」の初年度に当たるため、計画の目標である「三重県下の建設業の年間死亡災害を第13次労働災害防止計画期間比15%減少させる」ことを目指します。

そのため、本年度も各事業所において、労働安全衛生管理活動の整備と強化を活発化し、作業の安全化、安全衛生教育の着実実施、さらなる安全衛生点検の実施と設備保守管理の強化等を図れるよう援助します。

当支部は、本年度もこれら労働安全衛生の重点施策について具体的な労働災害防止活動などの普及・定着を図ります。

また、志を同じくする会員の確保、増加に努め、安全衛生講習開催により資格者を1名でも多く育成し、各工事現場の無事故・無災害に寄与するよう努めてまいります。

安全衛生講習につきましては、従来から実施している講習の充実に加え、法令改正による新規講習を開講し、会員事業場のニーズに則した講習を充実させる事と致します。

II、主要事業の概要

1、新規会員の確保の為の広報活動

過去の労働災害を分析すると、非会員事業場における発生率が高く、建設業全体の労働災害防止活動のレベルアップの構築に向けて、会員の確保、増加に努める必要があります。従って

(1) リーフレット（本部作成）の配布

(2) 行事等での広報活動の強化

等の方法により新規会員確保を図ります。

2、安全衛生大会の開催

会員事業場の安全衛生管理担当の利便性の向上を図るため、労働安全衛生行政の動向を始めとする安全衛生情報を提供するとともに、効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図ります。

(1) 三重県産業安全衛生大会の開催（10月4日、津）

(2) 全国建設業労働災害防止大会の開催（10月5、6日、広島）

3、労働災害防止のための週間・月間行事等の実施

建設工事は、本店事務所から離れた場所での作業が多く、当該工事関係者以外の管理者が建設工事現場を安全点検する機会は少ないのが実情です。

そこで、経営トップ等が、工事現場の工程管理、品質管理等と併せて自ら安全衛生点検を実施し労働災害防止に役立てて頂ける安全週間等の行事を実施します。

(1) 全国安全週間の行事の実施（7月1日～7月7日）

(2) 全国労働衛生週間の行事の実施（10月1日～10月7日）

(3) 建設業年末年始労働災害防止強調期間の行事の実施

（12月1日～1月15日）

(4) 建設業年度末労働災害防止月間の行事の実施

（3月1日～3月31日）

4、技能講習等の開催

技能講習には、作業主任者と就業制限の2種類があります。両講習開催を通して、作業従事者のリーダー並びに技能者の育成を図ります。当該講習修了者が担当する工事で無事故・無災害が確保されるよう、質の高い具体的な安全管理、作業方法、環境管理等の改善指導を盛り込んだ講習の実施を推進します。

また、特別教育・その他の教育を開催することによって、受講者

が今後担当する業務の技術を習得できるよう質の高い教育を実施します。また、法改正に対応するため、特化物作業主任者や石綿関係の資格の充実を図ります。

令和3年4月建物の解体工事等開始に際し石綿の事前調査が義務付けられ、本年10月より建築物石綿含有建材調査者による同調査が義務付けられることから同調査者（養成）講習の開催を充実させます。

(1) 作業主任者技能講習の開催

足場の組立て等作業主任者等7種類（延べ17回）

(2) 就業制限技能講習の開催

高所作業車（高さ10メートル以上）運転業務等6種類
（延べ19回）

(3) 特別教育、その他の教育の開催

ローラー運転業務等9種類（延べ50回）

(4) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）（4回）

5、工事現場パトロールの実施

現場の安全管理の手法として、建設工事現場安全パトロールを実施している事業所は少なくありませんが、建災防の建設工事現場安全パトロールでは、事業の直接の関係者に加え、他の事業者、建設労働組合、安全指導者、行政関係者、発注者等の参加を求めることにより、多方面から見た安全管理の重要性の共有化を図ります。

(1) 建災防分会主催の安全パトロールの実施

（行政との連携）

(2) 木造等低層住宅工事安全委員会によるパトロールの実施

（三重労働局指導）

6、安全衛生関係表彰等の実施

長期に亘って労働災害防止に熱心に取り組み、その成果が認められ、他の事業所などの模範となる事業場、個人及び協力会等に対して表彰を実施致します。

(1) 建設業労働災害防止協会三重県支部長表彰

当支部で審査、決定し、三重県産業安全衛生大会で表彰

（10月4日）

(2) 建設業労働災害防止協会会長表彰

当支部が本部に推薦し、本部が審査、決定し、全国建設業労働災害防止大会の初日に表彰（10月5日）

(3) 優良職長厚生労働大臣顕彰

当支部が本部に推薦し、それを本部が審査し厚生労働省に推薦する。東京都で厚生労働省が顕彰式を開催。

(令和6年1月実施予定)

7、広報、周知活動の実施

会員事業所に対して、行政通達、本部通達、「年間安全衛生計画」、「建設の安全」、「建災防三重」、行事实施要項、令和5年度各種講習案内、安全衛生用品カタログ等の配布等により、必要な情報（法改正、災害発生状況、講習、教育予定等）の周知を図ります。